

第1章 はじめに

1 基本方針の趣旨

人は、誰でも生まれながらにして自分らしく、そして幸せに生活するという基本的人権を保障されています。

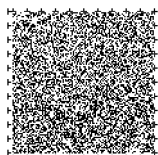
すべての人的人権が尊重される豊かな社会を実現するために、わが国では、同和問題（部落差別）や、女性、子ども、高齢者、障害のある人などにかかわる人権課題に対し、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取組が進められてきましたが、依然として多くの人権課題が残存しています。

本市では、平成23年(2011年)3月に「岩出市人権施策基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、平成28年(2016年)3月には基本方針の第一次改定を、令和3年(2021年)3月には第二次改定を行い、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

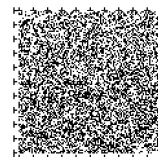
近年、配偶者や家族による暴力、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、職場におけるいじめやハラスメント、拉致被害者の問題など、深刻な人権侵害が発生しています。さらに、SNSをはじめとするインターネット上では、誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的な投稿など、人権を脅かす行為が多様化・巧妙化しており、相談窓口の周知啓発や、加害者にならないための正しい利用の啓発促進等の対応が急務となっています。また、LGBTQ+など性的マイノリティの方々への偏見や差別、外国人や出身地による差別など、新たな分野の人権課題も顕在化しています。

これらのように、人権課題はますます多様化、複雑化しており、今後も、様々な人権課題の解決に向け、人権教育及び人権啓発のより積極的な取組とともに、人権尊重の視点での推進に努めることが求められています。

このような社会背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても、これまでの人権施策の取組の成果や令和6年度(2024年度)に実施した「人権に関する市民意識調査」に基づく市民の意識、新たな課題への対応を含め、「人権が尊重されるまちづくり」を目標に、新たな人権課題を含む様々な分野における人権施策を総合的に推進するものです。また、本市では、令和8年4月1日に、岩出市人権尊重のまちづくり条例を施行し、第9条にも基本方針を定めることと位置付けられています。本指針は、岩出市人権尊重のまちづくり条例の目的や方向性を踏まえ、基本方針(第三次改定版)として改定を行いました。この基本方針に基づき一人ひとりの人権が尊重される明るい社会をめざして各施策に取り組んでいきます。



2 人権をめぐる動向



(1) 国際的な主な動き

二度にわたる世界大戦の悲惨な経験の反省から、昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会において、人間の自由平等・無差別の原則や、生命・自由・身体の安全、奴隷の禁止など具体的な人権の定義等を定めた「世界人権宣言」が採択されました。その中で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言しています。

その後、国連では、この世界人権宣言をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的、包括的な条約としての「国際人権規約」のほか「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」という。)、 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)、 「児童の権利に関する条約」などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などを通して、各国に人権確立への取組を提唱してきました。

こうした取組にもかかわらず、東西冷戦構造の崩壊後も期待された世界平和は訪れず、むしろ、人種、民族、宗教の違いなどから生じる対立によって地域紛争が多発し、世界各地での貧困・飢餓・難民など深刻な人権問題が発生するなど、世界人権宣言の精神が薄らぐ懸念が生じてきました。

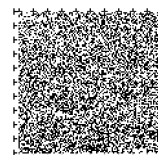
厳しい国際社会の状況を背景として、国連では平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての政府に対して、人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、これにより、各国において国内行動計画の策定など、様々な取組が進められてきました。

国連では、平成17年(2005年)からは、「人権教育のための国連10年行動計画」を引き継ぎ、人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」の実施に取り組んでいます。また、平成18年(2006年)には「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を、平成23年(2011年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利をもつこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しました。

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」等、17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、これら目標の達成に向け、わが国も含め世界の国々は、普遍的な取組として様々な活動を積極的に進めています。

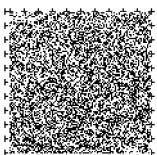
平成28年(2016年)には「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」が、平成29年(2017年)には「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」と「開発における女性」が採択され、令和2年(2020年)には「北京+25」記念会合が行われました。

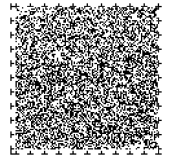
現在も世界各地では、地域紛争や貧困による食糧不足、児童労働、人身売買、難民問題など多くの人権侵害が存在しており、人権の尊重が平和の基盤であるという認識のもと、国際社会全体でその解決に向けた取組が進められています。



国際連合の主な人権の動き

1948年	「世界人権宣言」採択
1951年	「難民の地位に関する条約」採択
1965年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択
1966年	「国際人権規約」採択
1979年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
1984年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」採択
1989年	「児童の権利に関する条約」採択
1994年	「人権教育のための国連10年」決議
2004年	「人権教育のための世界計画」採択
2006年	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択
2011年	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択
2015年	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
2016年	「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択
2017年	「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」採択 「開発における女性」採択
2020年	国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会)





(2) 国内の主な動き

わが国においては、昭和22年（1947年）に基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、昭和31年（1956年）には国連に加入して国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」などの諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際人権年」など各種国際年について積極的な取組を行いながら、国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及が図られてきました。平成26年（2014年）1月には、障害者の人権の享有を確保し、及び障害者の尊厳の尊重を推進することを目的とする「障害者権利条約」を批准しました。

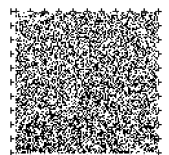
また、わが国では、部落差別という深刻で重大な人権侵害が存在し、この問題の解決こそが人々を真に人権に目覚めさせ、これを確立する基になるとの考えから、長い年月にわたる努力が積み重ねられてきました。特に、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」に始まる特別対策は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たし、この同和問題解決に向けての取組があらゆる差別の撤廃、人権問題の解決へと向かわせたと言えます。

そして、平成8年（1996年）5月、「地域改善対策協議会意見具申」では、同和問題に関する教育・啓発を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築すべきものとし、また、同和問題をわが国の人権問題における重要な柱と捉え、「人権教育のための国連10年」の施策の中でも差別意識の解消に努めるべきとの方向が示されました。この流れの中で「人権擁護施策推進法」の制定や『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画の策定がなされ、その推進へとつながりました。

その後、「人権擁護施策推進法」により設置された「人権擁護推進審議会」では、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の審議がなされ、国ではその答申に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進と、人権侵害による被害を救済するための組織体制の整備に取り組むこととしています。

さらに、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成23年（2011年）には「北朝鮮当局による拉致問題等」が同計画に追加されました。

人権問題解消の取組として、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されたほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」「生活困窮者自立支援法」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、個別の人権問題に関する法整備も進められています。



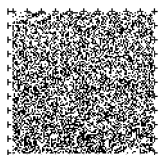
令和2年(2020年)には、「児童虐待防止法」の改正により児童の権利が強化され、また労働については「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」の施行により、ハラスメントに関して企業における従業員への啓発、研修の実施が義務付けられました。

そして令和5年(2023年)には多様性に関する理解の促進に向け、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、多様性を尊重できる社会の実現に向けての推進がされています。

令和7年(2025年)6月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」の全面的な見直しが行われ、第二次基本計画として閣議決定され、これにより、現代的な人権課題への対応が強化され、施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

国の主な人権の動き

1979年	「国際人権規約」批准
1981年	「難民の地位に関する条約」批准
1985年	「女子差別撤廃条約」批准
1993年	「障害者基本法」施行
1994年	「児童の権利に関する条約」批准
1995年	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行
1996年	「人権擁護施策推進法」制定
1997年	『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定
1999年	「拷問等禁止条約」批准 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」人権擁護推進審議会答申 「男女共同参画社会基本法」施行
2000年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
2001年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2005年	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
2006年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行
2009年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
2010年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
2012年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行



2013年	「障害者総合支援法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成28年施行）
2014年	「障害者権利条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「過労死等防止対策推進法」施行 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
2016年	「障害者差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
2017年	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行
2019年	地域共生社会を提唱(厚生労働省) 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「日本語教育の推進に関する法律」施行
2020年	「児童虐待防止法」改正 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」施行
2023年	「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行
2025年	「第二次人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「情報流通プラットフォーム対処法」施行

(3) 和歌山県的主要動き

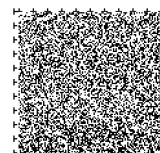
和歌山県では、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取組であり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけて、市町村とともに総合的・計画的に推進してきました。

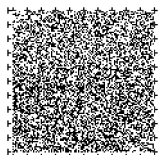
昭和23年（1948年）には、国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。

昭和27年（1952年）には、県議会議員による差別事件を契機として、差別の実態や原因を正しく把握し、その解決のために積極的に取り組む人を育成しようとする方向を取り始めました。

また同年、同和問題解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和问题研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取組を実施してきました。

昭和31年（1956年）には、同研究委員会を同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」





を提唱・展開してきました。

なお、同和問題解決に向けての教育・啓発の取組については、国の動向を受けて『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画』として再構築し、従来よりその範囲を広げながら、その内容に即した形で新しい取組を行ってきました。

また、女性やこども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとに計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係団体と連携しながら、それぞれの課題解決のため各種施策に取り組んできました。

そして、平成14年（2002年）には、人権行政のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、人権行政の政策提言機能の充実を図るため「和歌山県人権施策推進審議会」を設置するとともに、平成16年（2004年）には、『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画』を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、以降概ね5年ごとに改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発や県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施、企業等の自主的・主体的な人権に関する取組の支援等、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

令和2年（2020年）3月には、県民、事業者、関係機関等が一体となって部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することをめざして、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「和歌山県部落差別解消推進条例」という。）を制定しました。

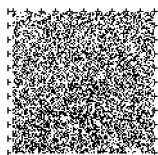
また、令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、感染者等への誹謗・中傷や風評被害などが発生しました。このような状況を踏まえ、誹謗・中傷等が行われない社会をめざし、同年12月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定し、誹謗・中傷等の実態の把握と、誹謗・中傷等をなくすための施策に取り組みました。

さらに、「日本国憲法」に定める幸福追求に対する権利を尊重する取組として、令和5年（2023年）には、「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（以下「和歌山県障害者差別解消条例」という。）の制定及び「和歌山県部落差別解消推進条例」を一部改正し、差別意識の解消に努めてきました。

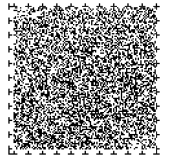
令和6年（2024年）には「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティの方々への支援やサービス提供の推進に取り組みました。

和歌山県の主な人権の動き

1948年	市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度の創設
1952年	「和歌山県同和問題研究委員会」設置
1956年	「和歌山県同和問題研究委員会」を同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開
1999年	『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画』策定
2002年	「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」施行 「和歌山県人権施策推進審議会」設置
2004年	「和歌山県人権施策基本方針」策定
2010年	「和歌山県人権施策基本方針」第一次改定



2015年	「和歌山県人権施策基本方針」第二次改定
2020年	「和歌山県人権施策基本方針」第三次改定
2020年	「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」制定 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」制定
2023年	「和歌山県障害者差別解消条例」制定 「和歌山県部落差別解消推進条例」一部改正
2024年	「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」導入 「和歌山県人権施策基本方針」第四次改定



(4) 岩出市の主な動き

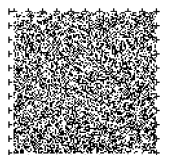
同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、わが国固有の重大な人権侵害です。その早期解決は行政の責務であるとの認識のもと、行政の重要な柱として位置づけ、道路・住宅等の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備について、一定の成果を上げてきました。また、心理的差別の解消については、学校教育や社会教育において同和教育を推進するとともに、同和委員会などと連携して人権学習会の開催や啓発活動などの施策を展開し、差別意識の解消に向けた取組を推進してきました。

昭和46年(1971年)から同和問題解決のための特別対策事業を実施してきましたが、平成14年(2002年)3月末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことにより、特別対策は終了し、一般施策に移行して対応してきました。

その後、新たな人権啓発の総合的窓口として平成14年(2002年)4月から生活福祉部福祉課に人権啓発係を設置するとともに、岩出町人権啓発推進指導員を配置し、人権課題の解決に取り組んできました。なによりも人権が尊重され、人権侵害が起こることのない社会の実現をめざし、平成15年(2003年)10月に人権啓発推進委員会を設置し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、人権学習会の開催や教育・啓発事業を推進してきました。

同和行政及び人権行政の課題については、同対審答申の「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」との基本認識のもと、人権が大切にされる人権尊重の社会づくりをめざしてきました。具体的には、「人権を考えるつどい」や小学校区単位での様々な人権に関する「地区別人権学習会」の開催、同和運動推進月間・人権を考える強調月間での啓発、人権教育推進事業等、教育啓発事業に取り組むなど、市民の人権意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない明るいまちづくりに努めてきました。

平成16年(2004年)4月には、「個人情報保護法」に基づき「岩出市個人情報保護条例」を、平成19年(2007年)7月には「岩出市差別事件処理委員会に関する設置要綱」を制定しました。そして、この要綱に基づき、差別事件が起きたとき、問題解決に取り組む組織として「差別事件処理委員会」を設置しました。



平成22年(2010年)には「岩出市人権推進懇話会に関する設置要綱」を定め、平成23年(2011年)に「岩出市人権施策基本方針」を策定しました。

そして、近年の人権課題の多様化をはじめ、「和歌山県人権施策基本方針(第二次改定版)」の策定を踏まえ、平成28年(2016年)3月に基本方針の第一次改定を行いました。

さらに、令和元年(2019年)に再度「岩出市人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施し、「和歌山県人権施策基本方針(第三次改定版)」の策定を踏まえ、令和3年(2021年)基本方針の第二次改定を行いました。この基本方針は、すべての行政分野において、同和問題をはじめ、様々な人権課題に対応するための総合的な施策の基本方向を示しており、人権尊重のまちづくりに向けた一層の取組を推進しています。

また、令和8年(2026年)4月には岩出市人権尊重のまちづくり条例を施行、令和8年(2026年)3月には「岩出市人権施策基本方針」第三次改定を行い、さらなる人権意識の高揚に取り組んでいきます。

岩出市の主な人権の動き

2002年	生活福祉部福祉課に「人権啓発係」設置 「岩出町人権啓発推進指導員」配置
2003年	「人権啓発推進委員会」設置
2004年	「個人情報保護条例」施行
2007年	「岩出市差別事件処理委員会に関する設置要綱」施行
2009年	「人権に関する市民意識調査」実施
2010年	「岩出市人権推進懇話会に関する設置要綱」制定
2011年	「岩出市人権施策基本方針」策定
2014年	「人権に関する市民意識調査」実施
2016年	「岩出市人権施策基本方針」第一次改定 「岩出市人権推進懇話会に関する設置条例」制定 「岩出市差別事件処理委員会に関する設置条例」施行
2019年	「岩出市人権に関する市民意識調査」実施
2021年	「岩出市人権施策基本方針」第二次改定
2024年	「岩出市人権に関する市民意識調査」実施
2026年	「岩出市人権施策基本方針」第三次改定
2026年	「岩出市人権尊重のまちづくり条例」制定 「岩出市人権推進懇話会に関する設置条例」廃止 「岩出市人権推進懇話会の運営に関する規則」制定

